

国際日本文化研究センター統一認証アカウント取扱要項

（ 令和 5 （2023） 年 3 月 2 3 日 制 定
令和 6 （2024） 年 1 月 2 5 日 最終改正 ）

（趣旨）

第 1 条 この要項は、国際日本文化研究センター（以下「本センター」という。）の構成員及び関係者が、本センターの情報システム等を利用するための統一認証アカウントの取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要項における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- （1）統一認証アカウント 本センターの情報システム等を利用するためのアカウントをいう。
- （2）統一認証システム 本センターの情報システムにおいて、統一認証アカウントを運用管理するシステムをいう。
- （3）センター構成員 本センターに在籍する国内客員を除く教員、職員、研究員及び総合研究大学院大学先端大学院先端学術専攻国際日本研究コースの大学院生をいう。
- （4）管理者 統一認証システムを運用管理する者をいい、情報管理施設情報管理課とする。

（利用者）

第 3 条 統一認証アカウントを利用できる者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- （1）センター構成員
- （2）名誉教授
- （3）前各号に掲げる者のほか情報管理施設長が認めた者

2 利用者が利用できる統一認証アカウントの数は、1 個人につき 1 つとする。

（統一認証アカウントの申請）

第 4 条 統一認証アカウントの利用を希望する者は、別に定める申請書を情報管理施設長に提出し、承認を得なければならない。

2 情報管理施設長は、アカウントの利用を承認した場合は、速やかに管理者に指示しアカウントを発行させなければならない。

（有効期間）

第 5 条 統一認証アカウントの有効期間は、次の各号の定めによる。

(1) 第3条第1項第1号に規定する利用者（センター構成員）は、その身分を有している期間とする。ただし、当該期間終了までに業務引継等のため利用者より申出があった場合は、最長6ヶ月間延長することができる。

(2) 第3条第1項第2号に規定する利用者（名誉教授）は、名誉教授の称号を授与された日の属する年度の翌年度末までの期間とする。ただし、有効期間終了までに当該利用者より申出があった場合は、最長1年間延長することができる。以降、延長期間をさらに延長しようとする場合も同様とする。

(3) 第3条第1項第3号に規定する利用者（情報管理施設長が認めた者）は、前条第1項に定める申請において承認された期間とする。

（利用の範囲）

第6条 統一認証アカウントにより、利用者が利用できるサービスの範囲は別に定める。

（個人情報の範囲及び入手先）

第7条 統一認証システムで管理する個人情報の範囲及び個人情報の入手先は別に定める。

（統一認証アカウントの管理）

第8条 管理者は、前条に定める入手先から定期的を取得した情報を元に、利用者に係る情報を確認し、変更が生じた場合は、速やかに統一認証システムの情報を変更しなければならない。

（利用者の届出）

第9条 利用者は、統一認証アカウントが不要になった場合は、速やかに管理者に届け出なければならない。

（統一認証アカウントの取消し）

第10条 情報管理施設長は、利用者が情報セキュリティに関する規則に違反した場合においては、当該利用者の統一認証アカウントの利用承認を取り消すことができる。

2 情報管理施設長は、利用承認の取消しをした場合は、速やかに管理者に指示し、アカウントの利用を停止させなければならない。

（統一認証アカウントの削除）

第11条 管理者は、有効期間終了後3ヶ月を経過した統一認証アカウントを、統一認証システムから削除するものとする。

（雑則）

第12条 この要項に定めるもののほか統一認証アカウントの取扱いに関し必要な事項は、

情報管理施設長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、令和 5 (2023) 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 施行日前に利用を開始した統一認証アカウントについては、第 4 条第 1 項に定める申請に基づく承認は、施行日時点で承認されたものとみなす。

附 則

この要項は、令和 6 (2024) 年 4 月 1 日から施行する。